

## 猿ヶ馬場峠山論裁許状

さんろんさいぎよじょう

### 解説

毎年、水不足に悩み、灌漑用水に（聖）湖の欲しい市野川村と麻績村が、八幡村の地籍に馬塚を築き村（郡）境とした。八幡村及び松代藩の嚴重な抗議にもかかわらず、麻績村は松本藩で解決がつかず、幕府の評定所へ提訴した。というのが従来の云い伝えであった。また、両村の境は、樋峰（北山）から三峰山に至る尾根境と思われるが、往古より麻績村の人々は尾根を越え八幡村地籍へ入り込み紛争を繰り返していた。上杉景勝の天正十年代には、すでに村境が湯光坊（馬塚上）まで下っていた節がある。

しかし判決文によれば、「麻績・永井・市野川村三ヶ村百姓訴え候」とある。馬塚上の湯光坊七枚の畑と菖蒲池（一本松道西）の段々畑を、八幡村の人々は「当方の領分である」として、掘り返し、麻績村側の抗議にも耳を貸さず、堪り兼ねた麻績村側三ヶ村が元禄七年（一六九四）六月、幕府へ訴状を提出したのが発端である。

以来、再三の村役人の出府、評定所役人の実地検証のあったことはいうまでもない。一夜に築いたという馬塚の存在に、前述の畑など出作者が多く、かつ水帳（みずちやう）にのせ年貢諸役をつとめ、湯光坊という麻績村の寺の末寺があるなどの理由により、麻績側三ヶ村の全面勝訴（元禄十年七月二十二日）となった。八幡村は峯池が奪われたばかりでなく、郡（村）界、更正で四十五町一反三畝（四五、一三（三））と共に尾根境に戻ったのは、明治一十八年であった。また、馬塚の山林の苗圃畑（ひょうぼたけ）、数反歩の返還はさらに遅く、昭和の時代になつてからという。

石を積み上げた馬塚は、数年前の林道の新設により取り壊されてしまった。

### 訓読

信州筑摩郡松本領麻績村・市野川村・永井村、同国更級郡松城領八幡村・郡村・志川村・羽尾村諍論の事

麻績・永井・市野川三ヶ村百姓訴え候は、いぎれより湯光坊・土橋（馬塚）・三つ嶺（嶺）・小坂九折道（脱）・（まむし池）ぜ（池）が池・菖蒲池・屏風岩・中尾釣根・冠着嶽境（山）の由これを申す。

八幡・郡・志川・羽尾四ヶ村百姓答え候は、(こたかすのみね。納津の頭) 小高栖(種峰、北山) 峰 より樋方峰・猿ヶ馬場峠・三

つ峰・風越山峰・一本松・冠着嶽境の由これを申す。(きゆうめい) 糺明を遂げる処、双方申すところ不

分明、これにより検使三上半兵衛・宍倉与兵衛検分の上、(種峰下) いざれより湯光坊・土橋・三つ

峰・風越山峰・鷲岩・一本松(街) 海道限りの冠着嶽まで、郡境相定め候。墨引の外、東北にこ

れ有る畑八枚、境不慥かに付、開きおき候と相見え兼(他書) ね、向後これを荒すべし。次に札山

内山異論に及ぶと雖も、証文証跡これ無く、紫草多くこれ有る方は内山と相見え候。

其の上、見通し境用の中尾根より一本松まで、札山境相立(一)て候(脱)。かつまた、羽尾村百姓

申し候は、永井村地内の山、請納山たる由これを申す。永井村の百姓札山の由これを答う。

吟味せし処、松城領仙石・須坂・若宮・徳間四ヶ村百姓新山札請取るよし、永井村へ証文  
これを出す条、羽尾村も山札所持致し、永井村の山へ入り候と相聞え候。紫草茂り候分は、

永井村内山に相極(き)め、口あき岩の尾根より道心が峰まで、絵図の面墨筋を引き、おのおの  
印判を加え、双方へ下し置く間、再び犯すべからざる者也。

元禄十年(一六九七)丁丑七月廿二日 萩近江 御印

(下略)

また、麻績村側の勝訴は、天領(幕府領となったのは享保十年(一七二五)以降)故と称する人もい  
るが、確かな証拠や理由がなければならぬ。猿ヶ馬場峠山論、提訴の四か月前の元禄七  
年二月に、大岡村側との聖山論争の判決が下っているが、麻績村の敗訴になっている。

本稿は「ちようま」第二八号、二〇〇八年一月発行

堀内 暉巳氏「猿ヶ馬場峠道の自然と史跡」より借用したものである。

文責 山口 盛男